

消費者裁判手続特例法の概要

内閣総理大臣が認定した特定適格消費者団体が、消費者に代わって財産的被害等の集団的な回復を求めることができる2段階型の訴訟制度（消費者団体訴訟制度（被害回復））を定める。

正式名称：消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成25年法律第96号）

沿革

- 消費者被害では同種被害が多発
- 訴訟による被害回復は困難
 - ・ 情報量・交渉力等の構造的格差
 - ・ 訴訟に要する費用・労力

制定

消費者団体訴訟制度（被害回復）を創設：平成28年10月1日施行

- ・ 紛争の一回的解決
- ・ 団体の専門的知識・交渉力の活用
- ・ 被害回復の時間・費用・労力等の低減

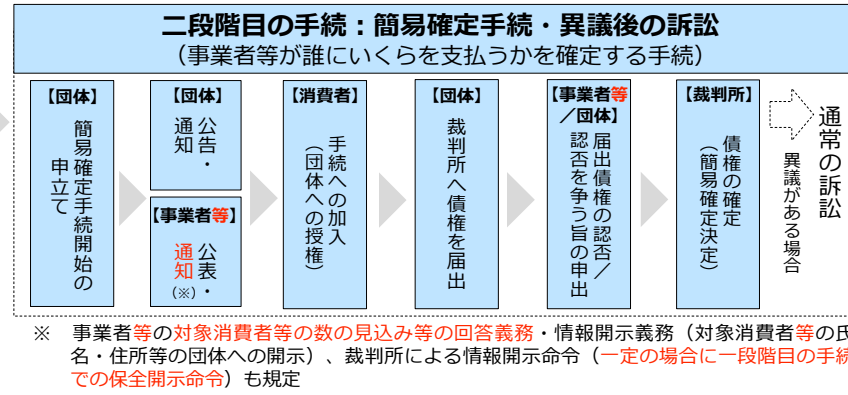
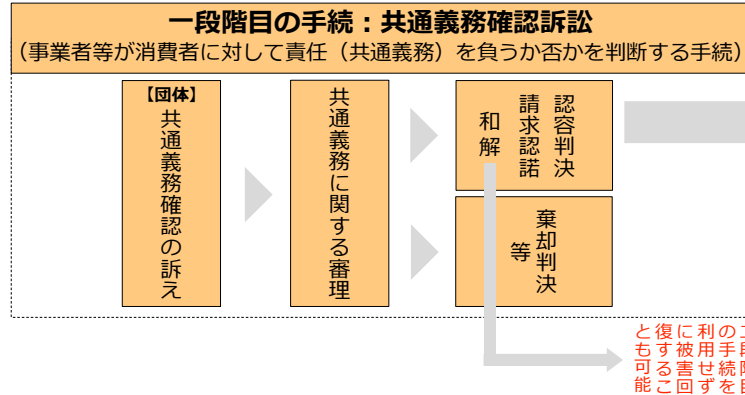
- 活用範囲が広がり方を欠く
 - ・ 制度の厳格性等による対象事案の限定
 - ・ 団体の事務負担等
- 運用により把握された課題
 - ・ 消費者への情報提供の実効性等

改正

令和5年10月1日施行

- ・ 対象に一定の感謝料を追加
- ・ 被告に事業者以外の一定の個人を追加
- ・ 和解の早期柔軟化
- ・ 支援法人制度等の団体の事務負担軽減策
- ・ 事業者等に消費者への通知を義務付け等

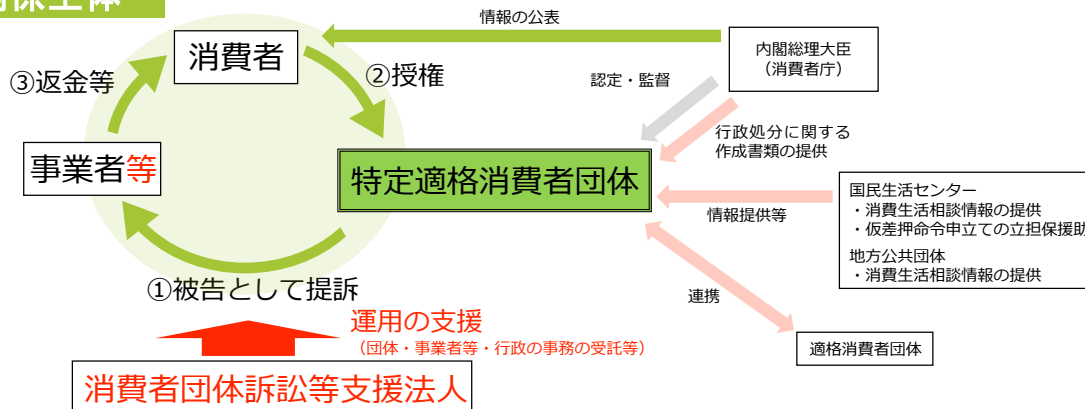
裁判の進行



備考

- 特定適格消費者団体は仮差押命令の申立ても可能（財産の隠匿・散逸等の問題への対応）
- 対象債権の時効の完成猶予等の特例も規定（手続係属中の時効消滅の問題への対応）

関係主体



対象範囲

○ 共通義務の範囲：消費者契約に関する金銭支払義務のうち以下の請求に係るもの

- ① 契約上の債務の履行の請求
 - ② 不当利得に係る請求
 - ③ 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求(※)
 - ④ 不法行為に基づく民法の規定による損害賠償の請求(※)
- ※いわゆる拡大損害、逸失利益、人身損害は除く。

一定の感謝料は対象となる（基礎的事実関係が共通で、i）財産的損害と併せて請求の場合又はii）故意による場合）。

○ 被告の範囲：①事業者、②事業者以外の一定の個人(※)

※ 民法715条の使用者責任の適用場面で、事業者に故意・重過失がある場合の、故意・重過失がある事業監督者・被用者